

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費
（令和5年度当初予算）

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も1.0%から2.2%に引き上げられております。その地方消費税交付金の増収分については、用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度鶴田町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当予定については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 155,635 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 1,151,045 千円

（単位：千円）

区分	事業名	令和5年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業（老人福祉費）	169,534	2,395	0	169	41,020	125,950
	障害者福祉事業（心身障害者福祉費）	458,234	328,380	0	1,969	31,418	96,467
	児童福祉事業（乳幼児・子ども医療給付事業費）	48,254	9,984	19,300	3	4,660	14,307
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	153,588	88,257	0	0	16,050	49,281
	介護保険特別会計繰出金	266,324	25,944	0	0	59,054	181,326
	後期高齢者医療特別会計繰出金	55,111	41,135	0	0	3,433	10,543
計		1,151,045	496,095	19,300	2,141	155,635	477,874

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。